

一般国道115号相馬福島道路における交通指導取締り等に関する警察官の職權行使についての協定

福島県公安委員会及び宮城県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、一般国道115号相馬福島道路（以下「相馬福島道路」という。）における福島県警察及び宮城県警察の警察官の交通指導取締り及び警ら（以下「交通指導取締り等」という。）に関する職權行使について、次のとおり協定する。

令和3年4月23日

福島県公安委員会

委員長 佐々木 貢



宮城県公安委員会

委員長 森 山



（職權行使の区域）

第1条 福島県警察及び宮城県警察の警察官は、相馬福島道路における交通の円滑と危険の防止を図るため、当該道路のうち次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において、交通指導取締り等の職權行使することができる。

- (1) 福島県警察 相馬福島道路のうち宮城県内の区域
- (2) 宮城県警察 相馬福島道路のうち宮城県と福島県の相馬山上インターチェンジ方面の境界から相馬インターチェンジまで及び宮城県と福島県の相馬玉野インターチェンジ方面の境界から桑折ジャンクションまでの区域

(交通法令違反事件の送致)

第2条 協定区域における交通法令違反事件の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

(交通事故事件の送致)

第3条 協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

(細目的事項の委任)

第4条 この協定の実施について必要な細目的事項は、福島県警察本部長及び宮城県警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和3年4月24日から実施する。
- 2 一般国道115号相馬福島道路における交通指導取締り等に関する警察官の職権行使についての協定(平成29年2月22日付け福島県公安委員会及び宮城県公安委員会協定)は、廃止する。

